

平成二十二年十月二十九日受領
答 弁 第 七 四 号

内閣衆質一七六第七四号

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出青森県新産業都市建設事業団の経営健全化計画の変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出青森県新産業都市建設事業団の経営健全化計画の変更に関する質問に対する答弁書

一 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十四条において準用する同法第五条においては、経営健全化計画が変更された場合、総務大臣は、変更された経営健全化計画について報告を受け、取りまとめた上で、その概要を公表することとされているもので、総務省が「経営健全化計画の変更に応じる」制度とはなっていない。